

# ケアハウス ラグナケア春日台

## 介護予防特定施設入居者生活介護運営規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人報恩会が開設するケアハウス ラグナケア春日台が行う介護予防特定施設入居者生活介護事業所（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護員等が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所の従業員は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

2 サービスが高齢者の健康と生活の基盤に深く関わるものであることに鑑み、その提供にあたっては、事故の防止はもとより、高齢者の心理面に配慮するほか、自立援助、家族や公的サービス、関係区市町村との連携等を旨とし、事業者の責任において適切なサービス提供を行うものとする。

3 安定かつ継続的な事業運営に努める。

### (名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアハウス ラグナケア春日台
- (2) 所在地 神戸市西区春日台7丁目45番2号  
神戸市西区春日台7丁目45番3号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者は専門性及びチームワークの確保、質的サービス実施について総合的な指揮、監督を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 2名

生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に計画担当責任者との連携を図りサービス計画につなげる。

- (3) 介護職員 51名

（看護師と合わせて常勤換算法で利用者2.5人に対し1人）

介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。

- (4) 看護職員 4名

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。

(5) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を希望に応じて行う。

(6) 計画作成担当者（介護支援専門員）2名

計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防特定施設サービス計画の原案を作成する。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の定員及び居室数は、次のとおりとする。

(1) 入居定員 120名

(2) 居室数 120室

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 指定介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容は以下のとおりとする。

(1) 介護

①事業者が、利用者に提供する基本介護サービス内容は、入浴、排泄、食事、その他の日常生活上の世話を旨とし、利用者の心身の状況に応じた介護予防特定施設サービス計画を6か月ごとに作成し、利用者及び身元保証人との面談を行い、サービス内容、利用料の説明、また要介護認定に基づく保険給付額との照合を行い、利用者、身元保証人の同意を得た後、介護サービスを実施するものとする。なお、保険給付額を超える介護予防特定施設サービスについては、利用者、身元保証人の希望あるいは同意がある場合に限り、これを行うこととする。

②介護保険適用外サービスは利用者の医療的症狀並びに身体状況の変化等により、急を要する場合あるいは利用者、身元保証人よりの個人的希望に基づいて行うものとする。なお、介護保険適用外サービスに係る費用については実費負担とする。

(2) 健康管理

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(3) 機能訓練

事業所は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(4) 相談及び援助

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業所が、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防特定施設入居者生活介護サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる介護予防特定施設入居者生活介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、介護予防特定施設入居者生活介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 事業所は、前第1項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 居住に要する費用（管理費）	40,000 円／月
(2) 生活費	44,810 円／月
(3) サービス提供に要する費用（事務費）	13,400 円／月
(4) 光熱費	5,000 円／月
(5) 暖房費	2,070 円／月（11月～3月の期間）
(6) 利用者の選択による有料サービス	実費

4 第1項に掲げる基本利用料は国の基準に従い改定する。

5 事業所は、入居保証金として200,000円を利用者から預かり、退居時の原状回復・退居後の居室利用料等に要する費用を差し引き、残金は清算後に返還する。この場合の原状回復とは故意的に設備を破損等した場合、もしくは個人的な理由で居室を改造した場合の修繕のことを指し、通常の使用による居室消耗は含まない。

6 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得るものとする。

（契約の終了）

第8条 利用者は、事業者に対して、1ヶ月の予告期間をおいて文書で通知することにより、契約を解約することができる。

2 一定の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、1ヶ月の予告期間をおいて文書で通知することにより、契約を解約することができる。

3 利用者が要支援認定の更新で非該当（自立）もしくは要介護と認定された場合、所定の期間の経過をもって契約は終了する。

4 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了とする。

- (1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者が死亡した場合

（協力医療機関等）

第9条 事業所は、医療機関との間に、健康相談、健康診断などについて協力契約を結ぶものとする。

①協力医療機関名：医療法人社団倫生会みどり病院

診療科目：内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・糖尿病内科・内視鏡内科・

人工透析内科・疼痛緩和内科・外科・消化器外科・整形外科・リウマチ科・  
リハビリテーション科

協力内容：緊急時対応、健康診断、健康相談

②協力医療機関名：神戸ルミナスデンタルクリニック

診療科目：一般歯科、審美歯科、口腔外科、矯正歯科、訪問歯科診療

協力内容：往診

(施設利用に当たっての留意事項)

第10条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用することとします。

2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要がありと認められた場合は、事業者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めることとします。但し、その場合、事業者は契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をすることとします。

3 契約者は、ケアハウスの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により元の状態に戻すか、又は相当の代価を支払うこととします。

4 契約者の心身の状況などにより、特別な配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者の協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定することとします。

(居室の移動)

第11条 事業者は、管理者が利用者の健康状態や介護度の変更に伴って居室移動が必要と認めた場合、利用者及び身元保証人の同意を得て、居室の移動を行うこととする。

(緊急時等の対応)

第12条 事業所は、指定介護予防特定施設入居生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関・家族への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 利用者に対する指定介護予防特定施設入居生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定介護予防特定施設入居生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合はその内容を記録し、損害賠償を速やかに行う。

3 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下必要な措置を講じる。

① 事故発生防止のための指針を整備。

② 当該事実の報告及びその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底行う。

③ 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

(虐待の防止)

第14条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

①虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。

②虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

③全ての職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施する。

④虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発予防策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

⑤上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

(災害・非常時への対応)

第15条 施設には、消火設備・非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設ける。

2 施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

3 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び非難に関する計画を作成し、入居者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施する。

4 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

5 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

(定員の厳守)

第16条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(夜間体制)

第17条 午後9時から翌朝午前7時の時間帯における職員体制は、夜勤、宿直を問わず1名以上を配置するものとする。

(秘密の保持)

第18条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以

外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿とする。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

#### (衛生管理等)

第19条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように以下の必要な措置を講じる。

- ① 感染症等対策委員会を3ヶ月に1回以上開催し、その結果を当該従業者に周知徹底を図る。
- ② 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針整備。
- ③ 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修実施。
- ④ 別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順の沿った対応を行う。
- ⑤ 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

#### (苦情対応)

第20条 事業所は、その提供した指定介護予防特定施設入居生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、その提供した指定介護予防特定施設入居生活介護サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び紹介に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、その提供した指定介護予防特定施設入居生活介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### (情報公開)

第21条 社会福祉法第24条等及び介護保険法の趣旨に則り、地域の方々が社会福祉法人報恩会の提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、情報の開示を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

#### (その他運営に関する留意事項)

第22条 厚生労働省が定める事業者にかかる情報の開示を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

2 職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

- 3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。また、利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管すると
- 4 利用者が指定介護予防特定施設入居生活介護サービスを受ける際には、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書にとって締結する。
- 5 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院または診療所を紹介する。
- 6 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限を行わない。

第 23 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については社会福祉法人報恩会と事業所の管理者である施設責任者との協議に基づいて定め、重要事項が生じた場合にはその適切な対応を図り、問題の解決に当たるものとする。

2 問題の解決に当たっては運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努める。

附則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 4 月 1 日変更）

本規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日より一部改正する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改定する。